

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画かたつ工業団地地区地区計画を次のように決定する。

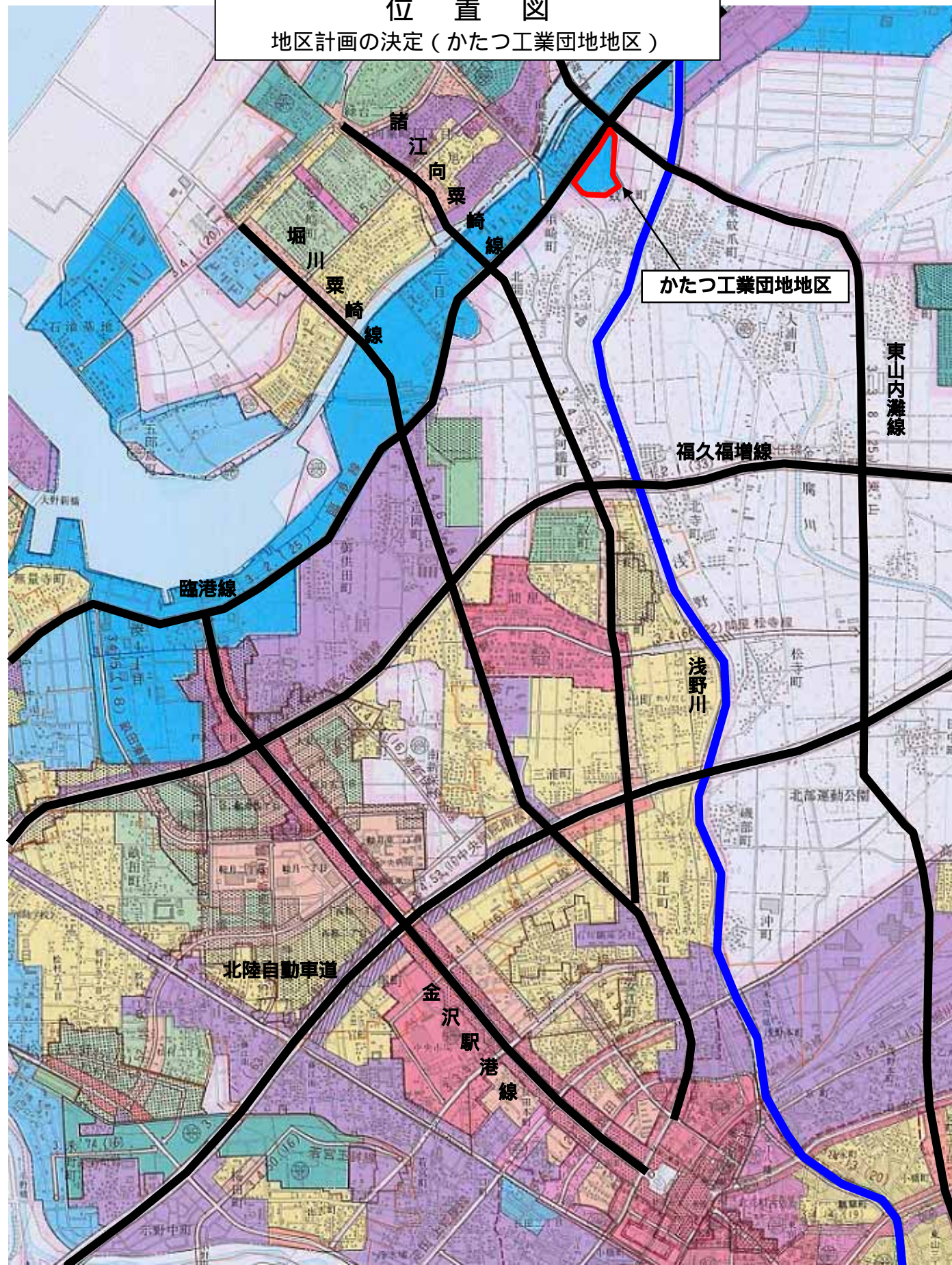
名 称		かたつ工業団地地区 地区計画
位 置		金沢市蚊爪町、北間町、須崎町及び湊 2 丁目の各一部
面 積		約 6.5ha
区域の整備・開発の保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、金沢市の中心部から北方約 5.5 kmに位置し、都市計画道路臨港線と都市計画道路東山内灘線の交差部分にあることから、交通の利便に優れた地区であり、金沢港周辺の工業団地に隣接していることから、工業・流通地区として期待されている地区である。</p> <p>本地区計画では、工業系市街地としての適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市計画道路臨港線及び都市計画道路東山内灘線の有効活用と、隣接する金沢港周辺の工業団地と一体化した製造・流通施設の集積を主体とし、住居系建築物を制限するとともに、一部自家販売のための小規模な店舗等を併設した施設も立地した工業団地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を行い、活力と潤いのある工業団地が形成されるよう誘導する。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(3) カラオケボックス</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以内のものを除く。</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m <sup>2</sup>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	壁面の位置 の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川若しくは水路（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路境界線については 2 m</p> <p>(2) 隣地等境界線については 1 m</p>
		建築物等の 形態又は 意匠の制限	<p>広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。</p> <p>(1) 屋上及び屋根面に設置しない。</p> <p>(2) 独立広告物は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高を 3 m 以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が 1 m 以内のものを除く。</p>
		垣又はさくの 構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが 1.8m 以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6m 以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが 1.8m 以下のものに限る）</p>
理 由		<p>土地区画整理事業により基盤整備がなされた本地区において、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。</p>	



### 位置図

地区計画の決定（かたつ工業団地地区）



### 計画図

地区計画の決定（かたつ工業団地地区）

